

## ○人事行政の運営等の状況の公表

地方公務員法第58条の2及び鳩山町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定に基づき、平成28年度の人事行政の運営等の状況を公表します。

### 1\_職員の任免及び職員数に関する状況

(1)職員の採用状況 (H28年度) H28.4.1現在

新規採用	再任用	合計
5人	14人	19人

(2)職員の退職等の状況 (平成28年度内退職)

定年退職	勸奨退職	自己都合	その他	合計
5人	1人	2人	1人	9人

(3)部門別職員数の状況と増減 (各年4月1日現在)

区分 部門	職員数		対前年度 増減数	
	H28年度	H29年度		
一般行政 部門	議会	2	1	△ 1
	総務	33	33	0
	税務	12	11	△ 1
	民生	14	14	0
	衛生	14	14	0
	農林水産	8	8	0
	商工	0		0
	土木	11	10	△ 1
小計	94	91	△ 3	
特別行政 部門	教育	24	20	△ 4
	小計	24	20	△ 4
普通会計	計	118	111	△ 7
公営企業等 会計部門	水道	6	6	0
	下水道	0	0	0
	その他	15	14	△ 1
	小計	21	20	△ 1
合計		139	131	△ 8

※次の①～③の職員を除いています。①特別職②組合派遣職員③臨時及び非常勤職員

※対前年度増減数△8人は、平成29年4月1日付け新規採用職員等12人と新たに再任用職員2人(フルタイム勤務)の計14人から平成28年度退職者9人と再任用職員期間終了者5人と再任用職員8人(短時間勤務)を引いた数となっています。

### 2\_職員の人事評価の状況

人事評価は、業績評価(各自の業務目標に基づく評価)、能力評価をそれぞれ点数評価し、2評価の合計を2で除算したものを総合評価としています。

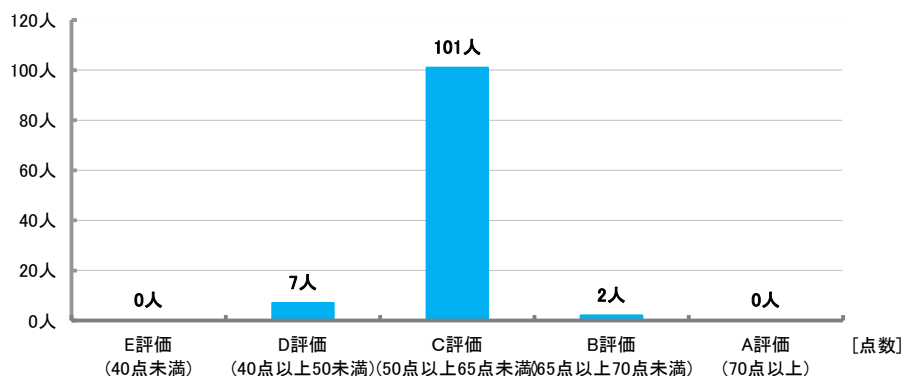
また、総合評価については職級ごとに順位を付け、成績優良者に対しては加算、逆に成績不良者に対しては減額をするなど、その結果を勤奨手当(6月賞与支給時)に反映させています。

なお、育児休業者・退職者・派遣職員・再任用職員等は、除きます。

(1)職員の人事評価状況 (平成28年度評価結果)

E評価 (40点未満)	D評価 (40点以上50 未満)	C評価 (50点以上65 未満)	B評価 (65点以上70 点未満)	A評価 (70点以上)	合計
0人	7人	101人	2人	0人	110人

<総合評価>



### 3. 職員の給与の状況

#### (1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 H29.1.1	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	人件費率 (前年度)
H28年度	14,165人	5,162,600千円	48,649千円	1,033,143千円	20.0%	22.4%

※人件費には、特別職に支給される給料・報酬なども含まれます。

#### (2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				1人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
H28年度	118人	429,318千円	94,885千円	168,545千円	692,748千円	5,871千円

※給与費中の職員手当には、退職手当を含みません。

※職員数は、平成28年4月1日現在の人数である。

#### (3) 職員の平均給料月額と平均年齢の状況

H29.04.01現在

区分	職員数	平均年齢	平均給料月額
一般行政部門	91人	41.4歳	305,040円
特別行政部門	20人	42.4歳	303,088円

※平均年齢=10進法表示

#### (4) ラスパイレス指数の推移(一般行政職)

H25年	H26年	H27年	H28年
95.7%	96.6%	95.6%	96.6%

#### (5) 職員の初任給、経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

H29.04.01現在

区分	初任給	経験年数15年	経験年数25年	経験年数35年	
一般行政部門	大学卒	184,800円	287,750円	389,000円	450,000円
	高校卒	146,100円	-	358,533円	-

※経験年数15年以降は、在職職員の平均給料月額を示したものです。

※「-」は、在職職員なし。

#### (6) 職員手当等の状況

H29.04.01現在

区分	鳩山町		
期末・勤勉手当	06月期	1.225月分	0.850月分
	12月期	1.375月分	0.850月分
	計	2.60月分	1.700月分
扶養手当	扶養親族のいる職員に支給		
	配偶者		10,000円
	配偶者以外の扶養親族		
	子	原則	8,000円
	その他	原則	6,500円
	16歳～22歳	加算分	5,000円
住居手当	借家・借間(限度額)		27,000円
	自宅居住職員(世帯主)		0円
通勤手当	交通機関等の利用者(限度額)		55,000円
	交通用具使用者(限度額)		31,600円
管理職手当	課長	給料の 10%	
	課長補佐	給料の 8%	
地域手当	6%		
退職手当		普通退職	勲奨・定年退職
	勤続年数20年	20.4450月分	25.55625月分
	勤続年数25年	29.1450月分	34.58250月分
	勤続年数30年	36.1050月分	42.41250月分
	最高限度額	49.5900月分	49.59000月分

## (7)特別職の報酬等の状況

H29.04.01現在

区分	基礎となる給料・報酬月額	期末手当	退職手当	
町長	703,000円	4.30月分 (給料月額20%加算)	703,000円	$\times$ 在職月数 $\times$ $\frac{35}{100} \times \frac{115}{100}$ (任期ごと)
副町長	584,000円		584,000円	$\times$ 在職月数 $\times$ $\frac{21}{100} \times \frac{115}{100}$ (任期ごと)
教育長	558,000円		558,000円	$\times$ 在職月数 $\times$ $\frac{20}{100} \times \frac{115}{100}$ (任期ごと)
議長 副議長 議員	298,000円 232,000円 211,000円	4.30月分 (給料月額20%加算)	/	

## 4\_職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

## (1)勤務時間・休日

勤務時間	午前8時30分午後5時15分(うち休憩時間60分)
週休日	日曜日及び土曜日
休日	祝日(国民の祝日に関する法律に規定する休日) 年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)

## (2)年次有給休暇

制度概要	1年につき20日付与。残日数(20日限度)を翌年度に繰越し可
------	--------------------------------

## 5\_職員の休業に関する状況

育児休業とは、職員が任命権者の承認を受けて、3歳に満たない子を養育するため、子が3歳に達する日までの期間を限度として、職務に従事しないことを可能とする制度です。育児休業をしている期間については、給与は支給されません。

なお、平成28年度に新規に取得した職員は、1名でした。

一方、部分休業とは、職員が任命権者の承認を受けて、3歳に満たない子を養育するため、1日の勤務時間の一部について勤務しない制度で、休業した時間分の給与は、減額されます。

なお、平成28年度に新規に取得した職員は、1名でした。

## 6\_職員の分限及び懲戒処分の状況

## (1)分限処分

分限処分とは、地方公務員法第28条の規定に基づき、公務能率の維持と公務の適正な運営の確保を図るために、降任、免職、休職及び降給の不利益処分を行うことです。

(平成28年度:件数)

区分	降任	免職	休職	降給	計
勤務実績が良くない場合	-	-	-	-	0
心身の故障の場合	-	-	2	-	2
職に必要な適格性を欠く場合	-	-	-	-	0
職制又は定数の改廃、予算の減少により過員等を生じた場合	-	-	-	-	0
刑事事件に関し起訴された場合	-	-	-	-	0

## (2)懲戒処分

(H28年度)

区分	戒告	減給	停職	免職	計
法令に違反した場合	-	-	-	-	0
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	-	-	-	-	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	-	-	1	-	1

## 7\_職員の服務の状況

(H28年度)

地方公務員法第38条の規定に基づき、職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利企業等の従事許可の状況、営利を目的とする会社等の役員を兼ねたり、報酬を得て、いかなる事業若しくは、事務にも従事等してはならないとされています。

区分	人数
許可	23人

なお、左記の表における主な申請理由としては、消防団員や選挙事務などに従事するためとなっています。

## 8\_職員の退職管理の状況

地方公務員法第38条の2第7項及び鳩山町「再就職者による依頼等の届出に関する規則」第3条の規定に基づき、再就職者からの要求又は依頼を受けた職員による届出については、0件でした。

## 9\_職員の研修の状況

### (1)研修の実施状況 (H28年度)

内部研修	参加人数	対象職員	外部研修(自治人材開発センター)	参加人数	対象職員
新規採用職員研修	4人	新規採用職員	階層別研修(各職級)□	17人	新規採用職員・中級・係長級・課長補佐級・課長級
メンタルヘルス研修	112人	主任級以下職員	指導者養成研修(接遇・地方自治法)	2人	指導希望者
こころの健康づくり講演会	114人	主任級以下職員	講師研究会(接遇・地方公務員法)	2人	指導者養成研修修了者
人事評価研修(評価者)	50人	主幹級以上職員	議会答弁・報道機関対応、契約事務、メンタルヘルス、段取り力向上、文章力向上、実践接遇、基礎から学ぶ地方自治法、身近な事例で学ぶ地方自治法、応用フシリテーションスキル養成、再任用職員、評価者、政策課題共同研究、政策課題共同研究発表会	19人	・研修計画書に基づき指名 ・研修自己選択
人権問題を考える町民の集い	117人	全職員	その他研修(組合・町村会等主催)	2人	

## 10 職員の福利及び利益の保護の状況

### (1)職員の福利厚生事業の状況 (H28年度)

区分	対象者	実施回数
定期健康診断	人間ドック受診者を除く全職員	1回(2日間)

### (H28年度)

区分	1人あたり補助金額	補助金額
職員互助会補助金	0円	0円

### (2)公務災害の認定状況 (H28年度)

区分	傷病	死亡
公務災害	-	-
通勤災害	-	-

### (3)公平委員会の状況 (H28年度)

項目	件数
勤務条件に関する措置要求	0
不利益処分に関する不服申立て	0

## 11\_その他町長が必要と認める事項

### 一般行政職の等級別職員数及び給料表の状況 (平成29年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事補の職務	7人	7.1%	141,600円	246,900円
2級	主事の職務	20人	20.2%	191,700円	304,400円
3級	主任の職務	33人	33.3%	232,300円	334,300円
4級	主幹及び主査の職務	17人	17.2%	276,800円	397,100円
5級	課長補佐及びこれに相当する職務	10人	10.1%	298,100円	424,500円
6級	課長及びこれに相当する職務	12人	12.1%	333,000円	450,900円

- (注) 1 鳩山町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。